

「生活者としての外国人」に対する日本語教育の 標準的なカリキュラム案について

平成22年5月19日

文化審議会国語分科会

I 標準的なカリキュラム案の開発過程

1 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の目的・目標

「生活者としての外国人」とは、だれもが持っている「生活」という側面に着目して、我が国において日常的な生活を営むすべての外国人を指すものである。

日本語が主たるコミュニケーション手段となっている我が国において、「生活者としての外国人」には、生活場面と密着したコミュニケーション活動を可能とする能力を獲得することが求められる。そこで、日本語教育小委員会においては「生活者としての外国人」に対する日本語教育の目的と目標を以下のように整理した。

(1) 目的

言語・文化の相互尊重を前提としながら、「生活者としての外国人」が日本語で意思疎通を図り生活できるようになること

(2) 目標

- 日本語を使って、健康かつ安全に生活を送ることができるようにすること
- 日本語を使って、自立した生活を送ることができるようにすること
- 日本語を使って、相互理解を図り、社会の一員として生活を送ることができるようにすること
- 日本語を使って、文化的な生活を送ることができるようにすること

標準的なカリキュラム案は、「生活者としての外国人」が我が国で暮らす上で最低限必要とされる生活上の行為を日本語で行えるようになり上で掲げた目的・目標を達成するために、必要な日本語教育の内容を示すものである。日本語教育小委員会では、以下の手順でその開発に向けた検討を行った。

まず、学習項目の検討を行う前提として、学習者が日本語で行うことが期待される生活上の行為の事例の整理・選択を行った。次に、選択した個々の生活上の行為の事例に対応する学習項目の要素と社会・文化的情報について記述を行った。その後、学習時間と学習順序について検討を行い、標準的なカリキュラム案とした。

2 生活上の行為の事例の整理と選択

第8期で取りまとめた「生活者としての外国人」が日本語で行うことができるようになることが期待される生活上の行為について、その必要性を探索的に日本人・外国人に尋ねるアンケート調査を行った¹。このアンケート調査の結果、必要性が高いと評

¹ 日常生活における様々な生活上の行為について、その必要性について探索的に問う『生活上の行為について』と題するアンケート調査を実施し、生活上の行為について整理・選択を行う際の一助とした。配布数 60、回収数 53、有効回答数 53。なお、生活上の行為を整理し、アンケートで取り上げる生活上の行為を決める際、独立行政法人国立国語研究所（2009）「日本語教育における学習項目一覧と段階的目標基準の開発 中間報告書」、社団法人国際日本語普及協会（2001）「リソース型生活日本語」からの研究成果、及び文化庁国語課による日本語教育機関へのヒアリング調査の結果を基とした。

働された生活上の行為については、先行研究²を参考に具体的な事例を選び出し、必要に応じて追加すべき事例を記述した。さらに、事例を抽象度の違いにより、上位項目と下位項目に整理した³。

整理した生活上の行為の事例の中から、「来日間もない外国人が基本的な生活上の基盤を形成するために必要であるもの及び安全にかかわり緊急性があるもので、日本語でのやり取りが複雑でないと考えられるもの」を106事例、「基本的な生活基盤を形成するため、又は、安全にかかわり緊急性があるため、情報として知っておく必要があると考えられるもの」を15事例、あわせて121事例を選択した⁴。

3 生活上の行為の事例に対応する学習項目の要素の記述

次に、選択した生活上の行為の事例に対応する学習項目の要素を記述した⁵。記述を行った学習項目の要素は、「能力記述」、「場面（場所、相手、状況・動機）」、「やり取りの例」、「機能」、「文法」、「語彙」、「4技能（話す、聞く、読む、書く）」である⁶。

「能力記述」は、できるようになることが期待される具体的な行動達成目標を表している。「場面」は、生活上の行為が起きる状況とそれにかかわる人々を記述している。「やり取りの例」は、その場面で交される典型的なコミュニケーションの例である。「機能」は、「やり取りの例」におけるそれぞれの発話の働きを記述している。「文法」は、「やり取りの例」に現れる文法・文型のうち、基礎的なものを選んで記述している。「語彙」は「やり取りの例」に現れる語・表現をすべて取り上げている。「4技能」は、やり取りにおいて必要とされる技能（話す、聞く、読む、書く）のうち、該当するものを示したものである。

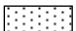
さらに、生活上の基盤を形成するために「生活者としての外国人」が知っておくことが求められる生活上の行為の事例に関する社会・文化的情報を記述した⁷。

4 標準的なカリキュラム案の開発

一般的にカリキュラムには学習項目、学習時間、学習順序に関する記述が含まれる。今

² 独立行政法人国立国語研究所（2009）「日本語教育における学習項目一覧と段階的目標基準の開発 中間報告書」及び社団法人国際日本語普及協会（2001）「リソース型生活日本語」を参考とした。

³ 生活上の行為の事例を整理したものが、基礎資料1「生活上の行為の分類一覧」（※120ページ参照）及び基礎資料2「生活上の行為の事例の整理」（※121ページ参照）である。

⁴ 基礎資料2「生活上の行為の事例の整理（※121ページ参照）」の下位項目として掲げられたもののうち、部分。なお、生活上の行為の大分類V「教育・子育てを行う」、VI「働く」（※120ページ参照）は子供の有無や仕事の有無により、必要性が異なるため、今回の標準的なカリキュラム案では扱っていない。

⁵ 「生活上の行為の事例に対応する学習項目の要素」については14～93ページ参照。また、「生活上の行為の事例に対応する学習項目の要素」の記述作業については、日本語教育小委員会ワーキンググループ委員のほか以下協力者の協力を得た（所属については平成21年12月14日現在）。

- ・熊谷智子氏（中央大学文学部非常勤講師、東北大学大学院国際文化研究科非常勤講師）
- ・原田明子氏（国際基督教大学非常勤講師）
- ・宮崎七湖氏（早稲田大学日本語教育研究センターインストラクター）

⁶ 記述を行った学習項目の要素の具体的内容については「生活上の行為の事例に対応する学習項目の要素」（※14～93ページ）参照。

⁷ 「社会・文化的情報」については94～98ページ参照。

回示すカリキュラム案においても、上記2, 3の過程で行った学習内容の検討に加え、学習時間と学習順序について検討を行った。さらに、カリキュラム案をより有効に活用することができるよう、参考資料として、「教室活動の方法の例」(※110 ページ参照) 「教室活動を行う際の参考資料(例)」(※113 ページ参照)とそれらを活用した「標準的なカリキュラム案の活用例(実践例)」(※99 ページ参照)を作成した。

II 標準的なカリキュラム案の内容について

1 標準的なカリキュラム案の概要

標準的なカリキュラム案は、生活上の基盤を形成する上で必要不可欠であると考えられる生活上の行為の事例とそれに対応する学習項目及び社会・文化的情報を列挙したものであり、各地域において「生活者としての外国人」に対する日本語教育の具体的内容を検討する際の基となるものであるということ強調したい。「標準的なカリキュラム案で扱う生活上の行為の事例」(※12 ページ参照)及び「生活上の行為の事例に対応する学習項目の要素」(※14 ページ参照)、「社会・文化的情報」(※94 ページ参照)がその本体部分である。標準的なカリキュラム案で扱う生活上の行為の大枠は次の表に示すとおりである。

標準的なカリキュラム案で扱う生活上の行為(全30単位)

- 健康・安全に暮らす (7単位)
 - ・ 健康を保つ
 - ・ 安全を守る
- 住居を確保・維持する (2単位)
 - ・ 住居を確保する
 - ・ 住環境を整える
- 消費活動を行う (4.5単位)
 - ・ 物品購入・サービスを利用する
 - ・ お金を管理する
- 目的地に移動する (3.5単位)
 - ・ 公共交通機関を利用する
 - ・ 自力で移動する
- 人とかかわる (2.5単位)
 - ・ 他者との関係を円滑にする
- 社会の一員となる (4.5単位)
 - ・ 地域・社会のルール・マナーを守る
 - ・ 地域社会に参加する
- 自身を豊かにする (2単位)
 - ・ 余暇を楽しむ
- 情報を収集・発信する (4単位)
 - ・ 通信する
 - ・ マスメディアを利用する

標準的なカリキュラム案は、来日間もない外国人が生活上の基盤を形成するために必要な生活上の行為の事例と生活上の行為の事例に対応する学習項目の要素及びそれらに要する学習時間の目安から成っている。

以下、標準的なカリキュラム案の学習内容、学習時間及び学習順序についての考え方を説明する。

学習内容については、まず「生活者としての外国人」が日本語で行うことが期待される生活上の行為のうち、来日間もない外国人が生活上の基盤を形成する上で必要不可欠であると考えられる生活上の行為の事例、又は安全にかかわり緊急性があるもので、日本語でのやり取りが複雑でないと考えられる生活上の行為の事例をまとめた。さらに、その事例を日本語で行えるようになるために必要とされる学習項目の要素をまとめた。

あわせて、来日間もないかどうかを問わず、日本語学習を進める前提として、基本的な生活基盤を形成するため、又は、安全にかかわり緊急性があるため、情報として知っておく必要があると考えられるものを社会・文化的情報として示した。

学習時間については、大分類、中分類、小分類の各区分に事例として掲げられた生活上の行為を日本語を用いて行うことができるようになるために必要と考えられる学習時間を「単位」で示してある。これは日本語を学習する際に必要となる具体的な時間数ではなく、標準的なカリキュラム案全体を30単位とした場合に、それぞれの区分の学習にどの程度時間が掛かるかという学習時間の相対的な割合を示すものである。

また、参考として、来日間もない外国人が、その生活基盤を確立する上で必要となる日本語学習の時間について検討し、標準的なカリキュラム案全体に当たる30単位を60時間とし、それを必要最低限の時間数の目安とした。これは飽くまでも各地域で開設する日本語教室等において必要な時間数を検討する際の目安であり、各地域においてはそれぞれの実情に応じた時間設定が求められる。

学習順序については、各地域において、標準的なカリキュラム案で示されている生活上の行為の事例の順序に従って教室活動が行われることを必ずしも想定していない。個々の生活上の行為の必要度は、地域や学習者の状況により異なること、さらに、学習者によっては既にある程度の生活上の行為は日本語で行うことができるであろうということを踏まえ、各地域において設定すべきものであると考えている。

なお、具体的な学習項目の記述に当たっては、文字や発音といった言語事項の学習を個別に取り上げてはいない。「生活者としての外国人」が日本語を学習する上で、文字や発音、基礎的な文法事項などの学習は必要であるが、個別にそれらだけを取り上げて学習することを想定していない。文字や発音、基礎的な文法事項などは、各地域

が域内の学習者や日本語教室の実情に合わせて、具体的なカリキュラムを編成し、実際に日本語教育を行う中で、必要に応じて扱うことを想定している。

参考として、標準的なカリキュラム案の生活上の行為の事例には、基礎資料である「生活上の行為の分類一覧」（※120 ページ参照）及び「生活上の行為の事例の整理」（※121 ページ参照）との対応関係が分かるように、同じ番号を付している。

2 標準的なカリキュラム案の活用方法

標準的なカリキュラム案は、各地域において現場の実情に沿った日本語教育を具体的に編成・実施する際に参考となるものであるが、ここでは学習内容、学習時間、学習順序等の観点からどのように各地域において活用することができるか、その方法について説明する。

（1）学習内容

標準的なカリキュラム案は、生活上の基盤を形成する上で必要不可欠であると考えられる生活上の行為の事例を列挙したものである。

ただし、各地域において実践される日本語教育のプログラムにおいて、標準的なカリキュラム案で示した生活上の行為の事例をどこでも一律にすべて取り上げなければならないというわけではない。標準的なカリキュラム案で示した生活上の行為の事例を学習者が既にどの程度行えるのかということも踏まえた上で、各地域において取り上げる生活上の行為の事例を的確に選択し、具体的なプログラムとして配列する必要がある。なお、「生活者としての外国人」に対する日本語教育の目的・目標を達成するためには、学習者は標準的なカリキュラム案で示した生活上の行為の事例を網羅的に行えるようになる必要がある。

また、具体的な学習項目について、生活上の行為の事例に対応する学習項目の要素をまとめているが、各地域において日本語教育のプログラムを実施する際には、適宜修正を加え、各地域の状況や学習者の日本語レベルやニーズに合わせる必要がある。さらに社会・文化的情報についても、適宜修正を加え、各地域の実情に応じた形にすることが望ましい。

ある生活上の行為が行えるようになるということは、その生活上の行為が行われる場面に関係する言語・社会・文化的な知識を使って行動できるようになるということである。それは、取りもなおさず、日常生活の規範を学ぶことでもある。各地域において日本語教育の内容について検討し、カリキュラムを編成する際には、ある場面で行われる典型的な言語・非言語行動と文化的規範は密接に関係しており、不可分であるということを前提とすることが求められる。

その一方で、日本社会における日常生活の規範を学ぶことが学習者に対する規範の押し付けとならないような配慮が必要である。指導者と学習者の間で互いの文化に対

する理解が深まるよう対話を盛り込んだ教室活動⁸を行う工夫が求められる。

（２）学習時間

標準的なカリキュラム案では単位により、それぞれの大分類、中分類、小分類に区分される生活上の行為の事例を学習する際に必要となる学習時間の相対的な割合を示している。各地域においては、学習者の状況⁹に合わせた時間設定を行うこと、すなわち標準的なカリキュラム案の単位を参考に、それぞれの上生活の行為の事例の学習にどの程度時間を掛ける必要があるかを、学習者の状況に合わせて検討することが必要である。

（３）学習順序

標準的なカリキュラム案は飽くまで日本語教育の内容及び時間配分についての大枠を示したものであり、各地域において学習者の状況や背景、ニーズを踏まえた学習順序にする必要がある。

（４）参考資料の活用

標準的なカリキュラム案の本体資料に加えて、本体部分をより有効に活用するための参考資料として「教室活動の方法の例」（※110 ページ参照）及び「教室活動を行う際の参考資料（例）」（※113 ページ参照）を添付している。必要に応じ、これらも活用するなどして、生活場面と密着したコミュニケーション活動を可能とする能力の獲得につながる教室活動を充実することが望ましい。

「教室活動の方法の例」は、カリキュラム案で取り上げた学習項目を体験的に学ぶ教室活動の方法を示している。実際の教室活動では「生活者としての外国人」が日本社会や文化について理解するだけでなく、日本人側も「生活者としての外国人」の置かれている状況や背景を理解していくことが重要であり、具体的には学習者自身が自分の背景や文化を日本人側に提示できるような配慮が必要である。そのために文化交流・対話の場を設け、指導者と学習者、及び学習者同士が互いの社会・文化にどのような異同があるかをとらえられるようにする工夫が必要である。

「教室活動を行う際の参考資料（例）」では、教室活動を行う際に活用できる多言語での生活情報や教材作成の際に参考となる情報を取り上げている。

標準的なカリキュラム案及び上記の参考資料を活用した教室活動の例として「標準的なカリキュラム案の活用例（実践例）」（※99 ページ参照）を示した。各地域におけるカリキュラムを編成し、日本語教育プログラムを実施する際、参考とすることが期

⁸ 対話を盛り込んだ教室活動の例については「フォトランゲージ」（※111 ページ）、「ランキング」（※112 ページ）を参照。

⁹ 言語学習経験、確保できる学習時間、日本語教室以外の場面での日本語への接触時間や日本語学習の協力者の有無等。

待される。

なお、付言すれば、標準的カリキュラム案の「場面」の「相手」で取り上げられている人や、学習者と母語が同じでかつ滞日期間が長く、日本の生活に詳しい人の協力や参加を得ることで、より具体的で効果的な教室活動を展開することができると思われる。

3 想定される利用者

最後に、標準的なカリキュラム案の開発に当たって日本語教育小委員会が想定した利用者について説明する。

「生活者としての外国人」に対する日本語教育について、第8期日本語教育小委員会で整理した国、都道府県、市町村の役割分担では、国は標準的な内容・方法を示すこと、各都道府県は域内の実情に応じて日本語教育の体制・内容を検討・調整すること、市町村は、現場の実情に沿って具体的に編成・実施することとされた。

国が示す標準的なカリキュラム案は飽くまで指針であり、上述の役割分担を踏まえ、各都道府県及び市町村においては、標準的なカリキュラム案で示された日本語教育の内容に適宜修正を加え、各地域の実情に合わせて実施する必要がある。そのため、国が示す標準的なカリキュラム案の一義的な利用者は、各都道府県、市町村における日本語教育担当者であり、各地域において日本語教育のコーディネーター的役割を果たす人を想定している。それは例えば、自治体の国際交流協会の担当者等である。

そのほかにも、各都道府県、市町村において、日本語教育施策や事業の企画を行う際に参考としたり、教室活動を行う際に、利用し、参考としたりすることが望まれる。

なお、各地域において「生活者としての外国人」に対する日本語教育の具体的なカリキュラムを編成し、日本語教育プログラムを実施する際には、地域における日本語教育に精通した専門家の助言を受けることが望ましい。さらに、これら専門家も地域日本語教育プログラムに直接かかわることが期待される。

III 今後の課題

標準的なカリキュラム案は、今後、各地域における具体的な活用の実践等を通じて、その改善・充実を図っていくことが必要である。

その際、標準的なカリキュラム案を参考にしたカリキュラムの編成や日本語教育プログラムの実施を支援するために、標準的なカリキュラム案の使い方に関する研修を行うことが必要である。また、各地域における教室活動やカリキュラムの例を収集し、優れた実践を広く共有するための仕組みについても検討することが求められる。

その一方で、各地域の実情に合わせて日本語教育のプログラムを実施するためには、各地域の優れた実践例を共有するだけでなく、地域における日本語教育についての専門性を持った人材が必要である。日本語教育の研究者、日本語教育担当者だけでなく、今後、各地域における具体的なカリキュラム編成やそのカリキュラムに基づいた教室活動の指導・助言を行う「指導者の指導者」やコーディネーター等、地域における日本語教育に関する専門性を持った人材の養成について検討を行っていくことも必要である。

このほか、これまでの審議を踏まえ、以降の日本語教育小委員会又はその他の検討の場において、以下の検討課題について引き続き検討を行っていくことが必要である。

(1) 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の教材例の作成

各地域における日本語教育の支援を更に充実させるため、標準的なカリキュラム案の内容を具体的に扱い、それぞれの現場が適宜修正を加え、活用することができる教材例の作成・提供に向けた検討を行う必要がある。

教材例の作成に当たっては、学習者や現場の指導者はもちろん、日本語学校等の日本語教育機関に所属する日本語教師、大学や研究機関で日本語教育についての研究を進める専門家、さらには、地域の有識者、その他関係者と連携協力しながら作成を進める必要がある。

(2) 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の指導方法

標準的なカリキュラム案及び上記(1)の内容を踏まえ、教室活動の方法及び日本語の指導方法について検討を行う必要がある。

(3) 「生活者としての外国人」の日本語能力の評価

上記(1)及び(2)を踏まえ、「生活者としての外国人」に必要な日本語能力を客観的に測定するための基準及び評価方法についての検討を行う必要がある。

その際、評価結果をどのように活用するかということと関連付けて検討を行う必要がある。

(4) 「生活者としての外国人」に対する日本語指導者の指導力の評価

「生活者としての外国人」に対する日本語教育の振興を図るため、日本語指導者がその指導力の向上に努めることができるよう指導力の評価の枠組みについても、検討を行う必要がある。

1 生活上の行為の分類一覧

(凡例)

- : 来日間もない外国人にとって、基本的な生活基盤を形成するために不可欠であると考えられる生活上の行為の小分類、又は安全にかかわり緊急性がある生活上の行為の小分類のいずれかに該当すると考えられるものを示す。

大分類	中分類	小分類
I 健康・安全に暮らす	01 健康を保つ	(01) ● 医療機関で治療を受ける
		(02) ● 薬を利用する
		(03) ● 健康に気を付ける
	02 安全を守る	(04) ● 事故に備え、対応する
		(05) ● 災害に備え、対応する
II 住居を確保・維持する	03 住居を確保する	(06) ● 住居を確保する
	04 住環境を整える	(07) ● 住居を管理する
III 消費活動を行う	05 物品購入・サービスを利用する	(08) ● 物品購入・サービスを利用する
	06 お金を管理する	(09) ● 金融機関を利用する
IV 目的地に移動する	07 公共交通機関を利用する	(10) ● 電車、バス、飛行機、船等を利用する
		(11) ● タクシーを利用する
	08 自力で移動する	(12) ● 徒歩で移動する
		(13) 自転車を利用する
		(14) 車・オートバイ等を使用する
V 子育て・教育を行う	09 家庭及び地域で子育てをする	(15) 出産に備える
		(16) 出産し育児をする
		(17) 家庭で子供を育てる
		(18) 地域で子供を育てる
	10 子供に教育を受けさせる	(19) 幼稚園・保育所で教育・保育を受けさせる
		(20) 小・中・高等学校で教育を受けさせる
		(21) 特別支援教育を受けさせる
VI 働く	11 仕事を探す	(22) 就職活動をする
		(23) 労働条件について理解する
	12 仕事をする	(24) 職場の安全を確保する
		(25) 個別業務を遂行する
		(26) 協働業務を遂行する
		(27) 勤務評価に対応する
		(28) 職業能力の開発を行う
	13 仕事に役立つ能力を高める	(29) 事務機器等を利用する
		(30) 職場の人間関係を円滑にする
		(31) ● 人と付き合う
VII 人とかわる	14 他者との関係を円滑にする	(32) 異文化を理解する
		(33) ● 住民としての手続をする
VIII 社会の一員となる	15 地域・社会のルール・マナーを守る	(34) ● 住民としてのマナーを守る
		(35) ● 地域社会に参加する
	17 社会制度を利用する	(36) 福祉等のサービスを利用する
		(37) 社会保険を利用する
IX 自身を豊かにする	18 人生設計をする	(38) 生活設計をする
		(39) 学習する
	19 学習する	(40) 学習を管理する
		(41) 学習方法を身に付ける
		(42) 日本語を学習する
		(43) 日本について理解する
		(44) ● 余暇を楽しむ
X 情報を収集・発信する	21 通信する	(45) ● 郵便・宅配便を利用する
		(46) ● インターネットを利用する
		(47) ● 電話・ファクシミリを利用する
	22 マスメディアを利用する	(48) ● マスメディア等を利用する

1 はじめに

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会は平成19年7月に設置され、これまで「生活者としての外国人」に対する日本語教育の体制整備、内容の改善について審議を行ってきました。

この審議の成果として、平成22年5月19日には「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案について」（以下、「標準的なカリキュラム案」という。）を取りまとめて公表しました。

標準的なカリキュラム案が示す内容は飽くまでも「標準的な内容」ですので、各地域で日本語教育を行う際は、標準的なカリキュラム案に工夫を加え、地域の実情や外国人の状況に応じたプログラムを編成することが必要です。

このことを踏まえて、今回、日本語教育小委員会においては、「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案 活用のためのガイドブック」（以下、「ガイドブック」という。）を作成しました。これは標準的なカリキュラム案を基にして、地域の実情や外国人の状況に応じた日本語教育プログラムを編成する際の考え方や作成手順、さらにその中で用いる教室活動の方法を解説したものです。

標準的なカリキュラム案とは…

【基本的な考え】

- ・「生活者としての外国人」に対する日本語教育は、対話による相互理解の促進及びコミュニケーション力の向上を図り、「生活者としての外国人」が日本語を用いて社会生活へ参加できるようにすることを目指すものです。標準的なカリキュラム案は、その日本語教育の具体的な内容やプログラムを検討・作成する際の基となるものです。

【内容】

- ・生活の基盤を形成する上で必要不可欠であると考えられる生活上の行為の事例、そこで必要となる日本語学習の項目・要素、関連する社会・文化的な情報などから構成されています。

【想定している利用者】

- ・各都道府県、市町村における日本語教育担当者等、各地域において日本語教育のコーディネーター的役割を果たす人に活用されることを想定しています。そのほかにも、各都道府県、市町村において、日本語教育施策や事業の企画を行う人や、教室活動を行う人などに利用されることを想定しています。

参考 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案について
http://www.bunka.go.jp/kokugo_nihongo/kyouiku/nihongo_curriculum/index.html

2 標準的なカリキュラム案における言語・言語習得の考え方について

「生活者としての外国人」とは、誰もが持っている「生活」という側面に着目して、我が国において日常的な生活を営む全ての外国人を指す言葉です。日本語が主たるコミュニケーション手段となっている我が国において、「生活者としての外国人」には、生活場面と密着したコミュニケーション活動を可能とする能力を獲得することが求められます。そこで、日本語教育小委員会においては、「生活者としての外国人」に対する日本語教育の目的と目標を以下のように整理しています。

(1) 目的

言語・文化の相互尊重を前提としながら、「生活者としての外国人」が日本語で意思疎通を図り生活できるようになること

(2) 目標

- 日本語を使って、健康かつ安全に生活を送ることができるようにすること
- 日本語を使って、自立した生活を送ることができるようにすること
- 日本語を使って、相互理解を図り、社会の一員として生活を送ることができるようにすること
- 日本語を使って、文化的な生活を送ることができるようにすること

標準的なカリキュラム案は上記の目的・目標を達成するためのものですが、言語や言語学習については以下のように考える立場に立っています。

言語や言語学習についての考え方

【言語について】

言語は、人が生活する上でとても重要なものです。思考力や想像力を高めたり、感情や考えを表現したり、また、周囲の人と触れ合いや語り合いをしたりする際に大きな役割を果たします。標準的なカリキュラム案では、言語がこうした多様な役割を果たしている様々な生活上の行為を扱います。

言語生活（言語環境）は話し言葉と書き言葉などから構成されています。標準的なカリキュラム案では、このうち書き言葉で用いる文字表記そのものの指導や学習には触れていません。しかし、日常生活で接する日本語の書き言葉は、漢字・平仮名・片仮名・アルファベットなど数種の文字体系で書き表され、複雑な表記の姿を見せていることに留意する必要があります。

【言語学習について】

標準的なカリキュラム案は「生活者としての外国人」が「日本語を用いて生活上の行為を行えるようになること」を目指していますが、そのための言語学習は学習者が生活の中で実際に必要性を感じて初めて意識され、進むものです。この意味で、学習者自身が生活の中で実際に必要性を感じ、「できるようになりたい」と望む生活上の行為を適切に選ぶことが積極的な言語学習につながります。同様に、話し言葉と書き言葉についても、学習者が生活上の必要性を感じる部分を適切に選択することが必要です。

【教室活動について】

言語学習を促進するためには、学習者が必要性を感じ、「できるようになりたい」と望む生活上の行為と教室活動とが繋がっていることが不可欠です。具体的には、実際に生活上の行為を体験してみるほか、実物やイラスト、写真を活用し、さらに学習者が実際のコミュニケーション行動を行う行動中心の教室活動を展開することが有効です。

また、言語学習の過程には、学習者の多様な側面（興味関心・学習スタイル等）が関わります。学習者の多様な側面に配慮した教室活動を行うためにも、地域における日本語教育の専門家と協働し、適切なプログラムを作成することが学習者の言語学習の進展や充実につながります。

【日本語教室から地域社会へ】

教室活動では学習者の主体性を重視する必要があります。主体的かつ自律的な態度が日本語学習に対する自信と日本語力を高めることにつながり、学習者自ら日々の生活を通じて学び続ける生涯学習へとつながっていきます。

また、教室を離れても主体的かつ自律的に日本語学習が続けられるという自信を持ってもらうことが大切です。そのため、日本語学習が外国人にとって地域社会で生きていくための基盤となるよう、学習の過程においても地域住民との協働活動をできる限り取り入れ、教室活動が、日常生活における対等な人間関係、さらにはネットワークの構築につながっていくよう工夫することが必要です。

新たに社会に参入する「生活者としての外国人」にとって、日本語習得はそれ自体が最終目標ではありません。獲得された意思疎通の手段により、人とつながること、言葉の壁によって発揮できていなかった自分らしさや力を取り戻したり、発揮できたりするようになること、そして社会の一員として自立し、社会生活のあらゆる領域に参画すること、つまり「エンパワメント」を実現することによって初めて目標に到達したとすることができます。そのことをしっかりと見据えて、地域における具体的なプログラムを構築することが大切です。

3 標準的なカリキュラム案の活用及び指導方法について

標準的なカリキュラム案の言語・言語学習の考え方にに基づき、活用・指導方法のポイントをまとめると以下ようになります。

活用及び指導方法に関するポイント(標準的なカリキュラム案から抜粋)

地域・学習者に応じた教育内容の選択と工夫

- 適宜修正を加え, 各地域の状況や学習者の日本語レベルやニーズに合わせる必要がある (6ページ, 23行目)
- 各地域において取り上げる 生活上の行為の事例を的確に選択し, 具体的なプログラムとして配列する必要がある (6ページ, 16行目)
- 文字や発音, 基礎的な文法事項などは各地域において日本語教育の具体的な内容を検討する際に 必要に応じて取り扱うことを想定 (5ページ, 33行目)
- 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の目的・目標を達成するためには, 学習者は 標準的なカリキュラム案で示した生活上の行為の事例を網羅的に行えるようになる必要がある (6ページ, 19行目)

行動・体験中心の活動

- 生活上の行為を行えるようになるということはその 生活上の行為が行われる場面に関する 言語・社会・文化的な知識を使って行動できるようになることである (6ページ, 27行目)
- 生活場面と密着したコミュニケーション活動を可能とする能力につながる教室活動を充実すること (7ページ, 17行目)
- カリキュラム案で取り上げた学習項目を 体験的に学ぶ (7ページ, 19行目)

専門家・地域住民との協働

- カリキュラム案の「場面」の「相手」で取り上げられている人や, 学習者と母語が同じでかつ滞日期間が長く, 日本の生活に詳しい人の協力や参加を得ることで, より具体的に効果的な教室活動を展開することができる (8ページ, 2行目)
- 地域における日本語教育に精通した専門家の助言を受けることが望ましい (8ページ, 22行目)

対話による相互理解の促進

- 日本社会における規範の押し付けにならないような配慮が必要。 互いの文化の理解が深まるような対話を盛り込んだ教室活動を行う工夫が求められる (6ページ, 33行目)
- 日本人側も「生活者としての外国人」が置かれている状況や背景を理解していくことが重要であり, 学習者自身が自分の背景や文化を日本人側に提示できるような配慮が必要 (7ページ, 21行目)
- 文化交流・対話の場を設け, 指導者と学習者, 学習者同士が 互いの社会・文化について学べるように工夫すること (7ページ, 23行目)

「生活者としての外国人」に対する日本語教育の

～背景・課題～

- 【グローバル化】
 - ・グローバル化が進展し、人の国際的な移動も活発化
 - ・日本に在住する外国人数の増加
 - ・日本国内の日本語学習者数の増加

仕事や研究...ではなく、生活の部分に対する日本語教育について検討。

- 【目的に対応した日本語教育の必要性】
 - ・生活上の基盤を形成する上で必要となる日本語教育（「生活者としての外国人」に対する日本語教育）の内容・方法が十分に確立されておらず、開発が必要。

5点セットを作成！

指導者について

教室活動のデザインと参加



【目的】

言語・文化の相互尊重を前提としながら、「生活者としての外国人」が日本語で意思疎通を図り、生活できるようなこと

【目標】

- 日本語を使って
 - 健康かつ安全に生活を送る
 - 自立した生活を送る
 - 相互理解を図り、社会の一員として生活を送る
 - 文化的な生活を送る
- ことができるようにすること

指導力評価

- ◎実践の振り返り・点検・改善から、実践者のコミュニケーションの形成へ

【内容】
日本語教育プログラムの実践をPDCAサイクルの観点から振り返るための資料として

- 指導力評価項目一覧（実際にはそれぞれの現場の状況や指導者の状況に応じて活用）
- 日本語教育プログラムの実践や研修受講の記録の格式
- 研修のプログラム例

などを掲載しています。

生活上の行為の事例の一覧(多言語)
作成：平成25年2月18日
(p.17～18 参照)

カリキュラム案

- ◎教室活動で取り上げる内容を考える材料の提示

【内容】
「生活者としての外国人」に対する日本語教育の内容として

- 来日間もない外国人が生活上の基盤を形成する上で必要であると思われる生活上の行為
- 生活上の行為の学習項目の要素（能力記述、場面、やり取りの例、機能、文法、4技能に関する情報）

などを掲載しています。

能力記述
作成：平成22年5月19日
(p.9～10 参照)

内容・方法 5点セットの全体像について

～検討・提示～

日本語教育小委員会において、

＜どんな人に活用していただきたい？＞

- ・一義的には各都道府県、市区町村における日本語教育担当者及びコーディネーター的な役割を果たす人

＜どんな人に対応するために？＞

- ・「生活者としての外国人」（全ての外国人の生活の側面）

＜何をするのか？＞

- ・生活上の基盤を形成する上で必要な日本語教育を行う際の内容・方法

について検討



指導者について、学習者について、指導者と学習者が行う教室活動の内容や方法についてまとめています。

の内容について

行動・体験中心の教室活動への参加による日本語学習、相互理解

学習者について

参加



【目的】

言語・文化の相互尊重を前提としながら、「生活者としての外国人」が日本語で意思疎通を図り、生活できるようなこと

【目標】

- 日本語を使って
 - 健康かつ安全に生活を送る
 - 自立した生活を送る
 - 相互理解を図り、社会の一員として生活を送る
 - 文化的な生活を送る
- ことができるようにすること

ガイドブック

- ◎カリキュラム案の内容を地域や外国人の状況に合わせてするときのポイントの解説

【内容】
カリキュラム案の内容を地域や外国人の状況に合わせて実施するときのポイントとして

- カリキュラム案における言語・言語習得の考え方やカリキュラム案の活用及び指導方法に関するポイント
- 日本語教育プログラムの作成手順
- 活動方法の例の具体的内容を掲載しています。

生活上の行為の事例の一覧(多言語)

作成：平成23年1月25日

(p.11～12 参照)

教材例集

- ◎行動・体験中心の教材の例

【内容】
カリキュラム案で取り上げている生活上の行為を取り上げ、行動・体験中心の教室活動で用いる教材を例示しています（教室活動の展開や工夫の仕方を説明した指導ノート付き）。

- ※教材例集は文化庁WEBサイトからダウンロードし編纂して使用することができます。

能力記述(詳細版)

作成：平成24年1月31日

(p.13～14 参照)

能力評価

- ◎振り返りの方法とポートフォリオの提示～やったことを確認して記録する

【内容】
学習者の自己評価に加えて、日本語能力を把握する方法と、学習成果を記録し蓄積するファイルである日本語学習ポートフォリオを提示しています。

- ※能力評価は日本語教育プログラムの一環として行うものです。

生活上の行為の事例の一覧(多言語)

能力記述(詳細版)

作成：平成24年1月31日

(p.15～16 参照)

1 標準的なカリキュラム案で扱う生活上の行為の事例

I 健康・安全に暮らす [7単位]

01 健康を保つ [3.5単位]

(01) 医療機関で治療を受ける [2単位]

- ・隣人に容態を伝えて助言を求める
- ・初診受付で手続をする
- ・医者診察を受ける
- ・病気への対処法・生活上の注意などを質問し答えを理解する

(02) 薬を利用する [1単位]

- ・医療機関で処方せんをもらい、内容を確認する
- ・症状を説明し、薬を求める
- ・薬剤師等の「効能、用法、注意」の説明を理解する

(03) 健康に気を付ける [0.5単位]

- ・流行性の病気についての情報を理解し適切に対処する
- ・食品や飲料水の安全情報を理解する

02 安全を守る [3.5単位]

(04) 事故に備え、対応する [2単位]

- ・各種の標識・注意書き等を理解する（高電圧危険、感電注意、立入禁止等）
- ・有効な施設物の仕方について理解する
- ・警察（110番）に電話する
- ・近くの人に知らせる（事件等）
- ・救急車を要請する
- ・近くの人に知らせる（事故等）

(05) 災害に備え、対応する [1.5単位]

- ・自治体広報、掲示、看板等を理解し、現地を確認する
- ・避難場所・方法を理解する・人に聞く
- ☆地震について理解する
 - ・身を守る（地震発生時）
- ☆台風について理解する
 - ・天気予報・台風情報に留意し理解する
 - ・消防・救急（119番）や警察（110番）に電話する（火災等）

II 住居を確保・維持する [2単位]

03 住居を確保する [1.5単位]

(06) 住居を確保する [1.5単位]

- ・不動産業者に相談する
- ・居住する地域を選択する
- ・賃貸契約をする
- ・引っ越し業者に依頼する
- ・必要な手続を行う

04 住環境を整える [0.5単位]

(07) 住居を管理する [0.5単位]

- ☆開始手続について理解する
- ・申込みをする（電気、ガス、水道等）

III 消費活動を行う [4.5単位]

05 物品購入・サービスを利用する [3単位]

(08) 物品購入・サービスを利用する [3単位]

- ・必要な品物を扱う店等を探す
- ☆目的によって店舗の種類を使い分けることを知る
- ・販売しているところを探す
- ・デパート、スーパーマーケット、コンビニ、電器店、書店等で買い物をする
- ・店内の表示を見たり店員に尋ねて欲しいものの場所を探す
- ・売り場を尋ねる
- ・店員に商品について尋ねる
- ・値段を知る
- ・商品の機能や値段を尋ねる
- ・商品の表示を読む
- ・値段・税率を計算する
- ・試着を申し出る
- ・色違いのものを頼む
- ・サイズの変更を申し出る
- ・ポイントカードや割引券を利用する
- ・クレジットカードを利用する
- ・必要なものを選んで購入する
- ・支払いをする（対面販売）
- ・返品・交換をする
- ・注文する
- ・店ごとに受けられるサービスと代価を理解する（飲食店等の利用）
- ・希望の食べ物を扱う店を探す
- ・電話で予約する
- ・店員と話す
- ・店で人数や禁煙・喫煙などの希望を伝える
- ・メニューを読む
- ・メニューを選んで注文する
- ・食券を買う
- ・追加の注文をする
- ・支払いをする（飲食店）
- ☆店ごとに受けられるサービスと代価を理解する（各種サービスの利用）
- ・店舗を探す
- ・利用方法を知る
- ・コンビニエンスストアのサービス（ATM、ファックス、公共料金の支払い等）を利用する
- ・クリーニング店、レンタルビデオ店、美容院、理容店を利用する
- ・商品に添えられた情報を的確に理解する
- ・新聞広告・折り込み広告を理解する
- ・レシートを確認する
- ・レシートを理解する

- ・代金を支払う
- ・カードの利用の可・不可を確認する

06 お金を管理する [1.5 単位]

(09) 金融機関を利用する [1.5 単位]

- ・申込みをする (口座開設)
- ・預金の引出しをする

IV 目的地に移動する [3.5 単位]

07 公共交通機関を利用する [2.5 単位]

(10) 電車、バス、飛行機、船等を利用する [1.5 単位]

- ・発車する時刻や掛かる時間を尋ねる
- ・目的地への行き方を尋ねる
- ・券売機を利用する

(11) タクシーを利用する [1 単位]

- ・タクシー乗り場を探す
- ・道路でタクシーを止める
- ・行き先を告げる
- ・運賃を聞き取り、支払う

08 自力で移動する [1 単位]

(12) 徒歩で移動する [1 単位]

- ・住所表示、交差点名、街の案内地図などを読む
- ・地図上で目的地を確認する
- ・地図を書いてもらう
- ・目的地の方向や距離を確認する
- ・目的地までの道を尋ねる

VII 人とかわる [2.5 単位]

14 他者との関係を円滑にする [2.5 単位]

(31) 人と付き合う [2.5 単位]

- ☆あいさつの種類と目的を理解する
- ☆TPOに合った適切なあいさつ形式を理解する
- ・時宜に合ったあいさつを学んで実行する
- ☆あいさつの文化的相違を理解する
- ・相手に合わせたあいさつをする
- ・日常のあいさつをする
- ・人間関係のきっかけを作るあいさつをする
- ☆自己紹介の仕方を理解する
- ☆相手や状況に応じた自己紹介の仕方を理解する
- ・仕事上の公的な自己紹介をする
- ・私的な場面で自己紹介をする
- ・分からないとき、疑問に思ったとき信頼できる相手に質問する (日本の一般的なマナー等について)

VIII 社会の一員となる [4.5 単位]

15 地域・社会のルール・マナーを守る [2.5 単位]

(33) 住民としての手続をする [1 単位]

- ☆各種手続の種類や内容について理解する
- ・役所の受付で外国人登録窓口の場所を尋ねる

- ・支払方法を確認する (各種税金)
- ・必要性を確認する (確定申告、還付申告)

(34) 住民としてのマナーを守る [1.5 単位]

- ・居住地域のゴミ出しについて地域の公的機関で発行している生活情報パンフレット等で確認し理解する
- ・居住地域のゴミ出しの方法について隣人に質問する
- ・マナーについて人に相談する

16 地域社会に参加する [2 単位]

(35) 地域社会に参加する [2 単位]

- ・居住地の自治会について隣人に尋ねる
- ・自治会の会員になる
- ・行事に参加する

IX 自身を豊かにする [2 単位]

20 余暇を楽しむ [2 単位]

(44) 余暇を楽しむ [2 単位]

- ☆余暇を過ごす場所や利用方法を知る
- ・適当な人からアドバイスをもらう
- ・同僚や周囲の人からの口コミ情報を得る
- ☆施設の種類や制度について知る (地域の公共施設)
- ・利用方法を尋ねる (地域の公共施設)

X 情報を収集・発信する [4 単位]

21 通信する [3.5 単位]

(45) 郵便・宅配便を利用する [2 単位]

- ☆郵便局のシステムを理解する
- ・手紙や葉書を書いて送る
- ・不在配達通知に対応する
- ・宅配便を受け取る

(46) インターネットを利用する [0.5 単位]

- ☆インターネットのサービス内容・利用方法を理解する
- ・インターネット検索の方法を人に尋ねて理解する
- ・電子メールを書く

(47) 電話・ファクシミリを利用する [1 単位]

- ・電話を掛ける
- ・応答する

22 マスメディアを利用する [0.5 単位]

(48) マスメディア等を利用する [0.5 単位]

- ・テレビ番組を見る

※「I」～「X」は生活上の行為の大分類、「01」～「22」は中分類、「(01)」～「(48)」は小分類に対応している。

(※120 ページ「生活上の行為の分類一覧」参照)

※「・」は基本的な生活基盤の形成に不可欠である、又は、安全にかかわり緊急性があるために必要不可欠な生活上の行為の事例を示す。「☆」は基本的な生活基盤の形成、または安全にかかわり緊急性があるため、情報として知っておく必要があると考えられるものを示す。

2 生活上の行為の事例に対応する学習項目の要素

(凡例)

- ： 来日間もない外国人にとって、基本的な生活基盤を形成するために不可欠であると考えられる「生活上の行為」、又は安全にかかわり緊急性がある「生活上の行為」のいずれかに該当すると考えられるものを示す。
- ★： 来日間もないかどうかを問わず、基本的な生活基盤の形成に不可欠であり、かつ複雑なコミュニケーションを必要とせず、自ら主体的に行うべき「生活上の行為」、又は安全にかかわり緊急性がある「生活上の行為」のいずれかに該当すると考えられるものを示す。
- ☆： 来日間もないかどうかを問わず、日本語学習を進める前提として、基本的な生活基盤を形成するため、又は、安全にかかわり緊急性があるため、情報として知っておく必要があると考えられるものを示す。
- A： 「やり取りの例」において学習者の発話を示す。
- B： 「やり取りの例」において学習者以外（日本人等）の発話を示す。

小分類					
事例1 (上位項目)					
事例2 (下位項目)	能力記述	場面			
		場所	相手	状況・動機	
(01) ● 医療機関で治療を受ける					
0101 適切な医療機関の選択をする					
0101060 ★ 隣人に容態を伝えて助言を求める	<ul style="list-style-type: none"> ・ 隣人に症状を伝えることができる ・ 隣人に適切な医療機関の助言を求めることができる ・ 隣人に適切な医療機関の所在を聞くことができる 	自宅	隣人	病院へ行きたいが、どの病院に行ったらいいかわからない	
0102 問診票に記入する					
0102010 ★ 初診受付で手続をする	<ul style="list-style-type: none"> ・ 初診であることを伝えることができる ・ 保険証についての質問が理解できる ・ 問診票の記載事項が理解できる ・ 問診票などに住所、氏名、症状などを記入することができる 	病院 診療所	病院の受付	初めて行った病院で診察の手続をする	
0103 医師の説明・指示を理解し、応答する					
0103010 ★ 医師の診察を受ける	<ul style="list-style-type: none"> ・ 症状を伝えることができる ・ 医師の診察、指示が理解できる 	病院	医師	診察を受ける	

やり取りの例	機能	文法	語彙	4技能			
				話す	聞く	読む	書く
<p>A 1 : ひざが痛いんですが、どこの病院に行ったらいいですか。</p> <p>B 1 : ○○に整形外科がありますよ。</p> <p>A 2 : 耳が痛いんですが、どこの病院に行ったらいいですか。</p> <p>B 2 : 耳が痛いなら、耳鼻科に行ったらいいですよ。</p>	<p>情報要求</p> <p>情報提供</p> <p>情報要求</p> <p>情報提供</p>	<p>接続助詞 が (前置き)</p> <p>イ形容詞普通形+んです (説明)</p> <p>動詞タ形+たら いい (勧告)</p> <p>終助詞 か (疑問)</p> <p>格助詞 に (場所)</p> <p>動詞 ある (存在)</p> <p>終助詞 よ (主張)</p> <p>格助詞 が (状態の対象)</p> <p>指示詞 どこ (疑問) (場所)</p> <p>名詞修飾 の</p> <p>格助詞 に (到着点)</p> <p>形容詞辞書形+なら (仮定条件)</p>	<p>ひざ[体の部位]</p> <p>痛い</p> <p>どこ</p> <p>病院</p> <p>行く</p> <p>整形外科[診療科目]</p> <p>場所 (例: 駅の前)</p> <p>耳[体の部位]</p> <p>耳鼻科 [診療科目]</p>	○	○		
<p>A 1 : あのう、初めてなんですが。</p> <p>B 1 : 初診ですね。こちらの間診票に記入してください。</p> <p>B 1 : 保険証はありますか。</p> <p>A 1 : (記入事項について) ここには何を書くんですか。</p> <p>A 1 : (記入事項について) これはどういう意味ですか。</p>	<p>注目要求</p> <p>情報提供</p> <p>単独行為要求</p> <p>情報要求</p> <p>情報要求</p> <p>情報要求</p>	<p>間投詞 あのう (呼び掛け)</p> <p>副詞+なので (説明)</p> <p>終助詞 ね (確認)</p> <p>指示詞 こちら (場所)</p> <p>格助詞 に (場所)</p> <p>動詞テ形+ください (指示)</p> <p>取り立て助詞 は (提題)</p> <p>動詞 ある (所有)</p> <p>終助詞 か (疑問)</p> <p>指示詞 ここ (場所)</p> <p>指示詞 何 (疑問) (種別)</p> <p>格助詞 を (対象)</p> <p>指示詞 これ (眼前指示)</p> <p>どういう (疑問)</p>	<p>あのう</p> <p>初めて</p> <p>初診</p> <p>こちら</p> <p>間診票</p> <p>記入する</p> <p>保険証</p> <p>ここ</p> <p>何</p> <p>書く</p> <p>これ</p> <p>どういう</p> <p>意味</p>	○	○	○	○
<p>B 1 : どうしましたか。</p> <p>A 1 : 昨日から頭が痛いです。</p> <p>B 1 : 口を大きく開けてください。</p>	<p>情報要求</p> <p>情報提供</p> <p>単独行為要求</p>	<p>疑問詞 どう (方法)</p> <p>終助詞 か (疑問)</p> <p>格助詞 から (起点)</p>	<p>どう</p> <p>する</p> <p>昨日</p>	○	○		

小分類					
事例1 (上位項目)					
	事例2 (下位項目)	能力記述	場面		
			場所	相手	状況・動機
	0103120 ★ 病気への対処法・生活上の注意などを質問し答えを理解する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 病気への対処法・生活上の注意を尋ねる ・ 病気への対処法・生活上の注意を理解できる 	病院	医者	病気への対処法や生活上の注意点について質問したい
(02) ● 薬を利用する					
0201 処方せんを持って薬局へ行く					
	0201020 ★ 医療機関で処方せんをもらい、内容を確認する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 処方せんが何であることを理解する ・ 処方せんを受け取り、指示を理解する 	病院 診療所	病院の受付 看護師	医療機関で受け取った書類が何か分からないので、質問し、次にすべき行動を知る
0202 薬局・薬店を利用する					
	0202050 ★ 症状を説明し、薬を求め	<ul style="list-style-type: none"> ・ どのような症状があるかを説明することができる ・ 薬剤師等の質問に答えることができる 	薬局・薬店 コンビニ	薬剤師 店員	症状を説明する 必要な薬を買いたい

やり取りの例	機能	文法	語彙	4技能			
				話す	聞く	読む	書く
<p>かげですね。5日分の薬を出しておきます。</p> <p>B 2 : どうしましたか。 A 2 : 転んで、足首が痛いんです。 B 2 : ねんざですね。今日はお風呂に入らないでください。</p>	<p>情報提供</p> <p>情報要求 情報提供 単独行為要求</p>	<p>格助詞 が (状態の対象)</p> <p>形容詞辞書形+んです (説明)</p> <p>格助詞 を (対象)</p> <p>I形容詞の語幹+く</p> <p>動詞テ形+ください (指示)</p> <p>終助詞 ね</p> <p>助数詞 ~日</p> <p>助数詞 ~分</p> <p>名詞修飾 の</p> <p>動詞テ形+おく</p> <p>動詞テ形 (原因)</p> <p>取り立て助詞 は (提題)</p> <p>接頭辞 お (美化語)</p> <p>格助詞 に (到着点)</p> <p>動詞ナイ形+でください (指示)</p>	<p>頭 [体の部位]</p> <p>痛い</p> <p>足首 [体の部位]</p> <p>口 [体の部位]</p> <p>大きい</p> <p>開ける</p> <p>かげ</p> <p>~日分</p> <p>薬</p> <p>出す</p> <p>ねんざ</p> <p>今日</p> <p>(お)風呂</p> <p>入る</p>				
<p>A 1 : お風呂に入っても大丈夫ですか。</p> <p>B 1 : 今日はお風呂に入らないでください。</p> <p>B 2 : 毎日湿布を貼り替えてください。</p> <p>B 3 : 来週また来てください。</p>	<p>情報要求</p> <p>単独行為要求</p> <p>単独行為要求</p> <p>単独行為要求</p>	<p>接頭辞 お (美化語)</p> <p>格助詞 に (到着点)</p> <p>接続助詞 ても (逆説仮定条件)</p> <p>終助詞 か (疑問)</p> <p>取り立て助詞 は (提題)</p> <p>動詞ナイ形+でください (指示)</p> <p>格助詞 を (対象)</p> <p>動詞テ形+ください (指示)</p>	<p>(お)風呂</p> <p>入る</p> <p>大丈夫な</p> <p>今日</p> <p>毎日湿布張り替える</p> <p>来週また来る</p>	○	○		
<p>B 1 : 薬が出ています。これは処方せんです。</p> <p>A 1 : 処方せん?</p> <p>B 1 : はい、薬局でこれを出すと、薬が買えます。</p> <p>A 1 : 薬局はどこにありますか。</p> <p>B 1 : 薬局はこの病院の隣にあります。</p>	<p>情報提供</p> <p>情報要求</p> <p>情報提供</p> <p>情報要求 情報提供</p>	<p>格助詞 が</p> <p>動詞テ形 いる (存在)</p> <p>指示詞 これ (眼前指示)</p> <p>はい (返答)</p> <p>格助詞 で (場所)</p> <p>格助詞 を (対象)</p> <p>動詞辞書形+と (順接恒常条件)</p> <p>動詞可能形</p> <p>取り立て助詞 は (提題)</p> <p>指示詞 どこ (場所) (疑問)</p> <p>格助詞 に (場所)</p> <p>終助詞 か (疑問)</p> <p>連体詞 この (眼前指示)</p> <p>名詞修飾 の</p> <p>動詞 ある (存在)</p>	<p>薬</p> <p>出る</p> <p>これ</p> <p>処方せん</p> <p>はい</p> <p>薬局</p> <p>出す</p> <p>買う</p> <p>どこ</p> <p>ある</p> <p>病院</p> <p>隣</p>	○	○	○	
<p>A 1 : 筋肉痛の薬が欲しいんですが。</p> <p>B 1 : 貼り薬と塗り薬がありますが、どちらがいいですか。</p>	<p>情報提供</p> <p>情報要求</p>	<p>格助詞 が</p> <p>~んですが (言いさし)</p>	<p>筋肉痛</p> <p>薬</p>	○	○	○	

小分類					
事例1 (上位項目)					
	事例2 (下位項目)	能力記述	場面		
			場所	相手	状況・動機
		<ul style="list-style-type: none"> ・どんな薬が欲しいか伝えることができる ・薬のラベルなどが確認ができる 			
0203 薬の説明を理解し、適切に利用する					
	0203070 ★ 薬剤師等の「効能、用法、注意」の説明を理解する	<ul style="list-style-type: none"> ・効能や用法についての説明を理解できる ・不明な点について質問することができる ・薬の表示などが確認ができる 	薬局・薬店 コンビニ	薬剤師 店員	薬を使う上で、効能・用法・注意を知りたい
(03) ● 健康に気を付ける					
0301 病気を予防する					
	0301090 ★ 流行性の病気についての情報を理解し適切に対処する	<ul style="list-style-type: none"> ・流行性の病気の予防方法を聞くことができる ・回覧板や掲示を読んで理解することができる ・ニュースを聞いて情報を理解することができる 	病院・医院 保健所 自宅	医者 看護師 職員(保健所) 友人 同僚	病気が流行している 予防の方法を知りたい
0302 衛生管理をする					
	0302010 ★ 食品や飲料水の安全情報を理解する	<ul style="list-style-type: none"> ・食品や飲料水の安全について聞くことができる ・表示やラベルなどが確認できる 	自宅 店	家族 店員 友人 知人	食品が安全か知りたい 飲料水が安全か知りたい
(04) ● 事故に備え、対応する					
0401 事故を回避する(各種の標識・注意書き等を理解する(高電圧危険、感電注意、立入禁止等))					
	0401030 ★ 各種の標識・注意書き等を理解する(高電圧危険、感電注意、立入禁止等)	<ul style="list-style-type: none"> ・標識や注意書きを読み取り、理解ができる ・意味を理解し、それに応じた適切な行動が取れる 	公園 建物内 道 神社・寺 学校 職場		適切な行動をとる 身の安全を図る マナを守る

やり取りの例	機能	文法	語彙	4技能			
				話す	聞く	読む	書く
A 1 : 貼り薬をください。	単独行為要求	格助詞 と (並列) 動詞 ある (存在) 指示詞 どちら (疑問) (選択) 終助詞 か (疑問) 格助詞 を (対象) 授受動詞 くださる	欲しい 貼り薬 塗り薬 ある どちら いい ください				
B 1 : この薬は1日3回, 食間 (/ 食前 / 食後) に飲んでください。 A 1 : 食間? B 1 : 食事と食事の間 (/ 食事の前 / 食事の後) です。	単独行為要求 情報要求 情報提供	連体詞 この (眼前指示) 格助詞 に (時間) 連体詞 この (眼前指示)	薬 ~日 ~回 食間 (/ 食前 / 食後) 飲む 食事 間 前後	○	○	○	
A 1 : インフルエンザのワクチン (予防接種) はどこで受けられますか。 B 1 : 病院に予約すれば受けられます。	情報要求 情報提供	名詞修飾 の 取り立て助詞 は (提題) 指示詞 どこ (疑問) (場所) 動詞可能形 終助詞 か (疑問) 格助詞 に (到着点) 接続助詞 は	インフルエンザ ワクチン (予防接種) どこ 受ける 病院 予約する	○	○	○	
A 1 : この漬物は, まだ食べられますか。 B 1 : 賞味期限は一昨日ですが, 大丈夫でしょう。 A 1 : そうですか。 B 1 : 消費期限でなく賞味期限だから, 大丈夫でしょう。	情報要求 情報提供 注目表示 (同意) 情報提供	指示詞 この 取り立て助詞 は (提題) 動詞可能形 接続助詞 が でしょう (推量) 副詞 そう 終助詞 か (疑問) 接続助詞 だから	この 漬物 まだ 食べる 賞味期限 一昨日 大丈夫な 消費期限	○	○	○	
A 1 : (立入禁止の標識を見て) これは, どういう意味ですか。 B 1 : それは, ここに入ってはいけない, という意味ですよ。	情報要求 情報提供	指示詞 これ (眼前指示) 取り立て助詞 は (提題) どう 終助詞 か (疑問) 指示詞 それ 動詞テ形+は+いけない (禁止) という (要約) 終助詞 よ (主張)	意味 入る ここ	○	○	○	